

比較舞踊学会 規約

第1章 会 名

第1条 本会は比較舞踊学会と称する。
外国名称は（英語）は次の通りとする。

The Japan Society for Comparative Studies of Dance

第2章 目 的

第2条 本会は舞踊及びその関連領域について研究し、会員相互の情報交換、研究協力の促進をはかり、この学問領域の発展に貢献することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本会はその目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1)学会大会の開催
- (2)講演会、研究会、講習会
- (3)学術機関誌その他の出版物の刊行
- (4)その他、本会の目的を達成するための事業

第4章 会 員

第4条 会員は、本会の目的に賛同する個人または団体で、会員の推薦をうけ、理事会によって承認された者とする。また次の四種に分類する。

- ① 正会員 ② 学生会員 ③ 賛助会員 ④ 名誉会員

本学会の主旨、活動に賛同し、入会を希望した個人、または団体は、理事会の承認を得て、賛助会員になることができる。また、本学会において多大な貢献をした会員については名誉会員に推薦できる。推薦は、理事会で行い、総会の承認を得る。

第5章 役 員

第5条 本会につきの役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)理事長 1名
- (4)事務局長 1名
- (5)理 事 20名以内
- (6)監 事 2名
- (7)評議員 若干名
- (8)顧 問 若干名
- (9)幹 事 若干名

第6条 会長は本会を代表し、副会長はこれを補佐する。

第7条 理事は理事会を構成し、本会の運営にあたる。理事は理事会を構成し、本会の運営にあたる。理事長は、会長と共に理事会を招集し、理事会の進行に当たる。

第8条 理事会の決議は、全理事の過半数をもって決する。

第9条 理事会はその運営を円滑にするため、部会および委員会を設置することができる。

第10条 監事は理事の職務執行状況および会計を監査する。

第11条 評議員は評議員会を構成する。評議員会は総会に対する理事会の提案事項を審議する。また、総会から委任された事項について審議する。

第12条 幹事は理事を補佐する。

第13条 顧問は必要に応じて、理事会に助言し、協力する。

第14条 役員を選出はすべて正会員による。選出方法はつぎの通りとする。

- (1)会長…… 理事の互選によって選出する。
- (2)副会長…… 1名は会長の指名による。
若干名は理事の互選により会長が委嘱する。
- (3)理事長…… 理事の互選により会長が委嘱する。
- (4)事務局長…… 理事の互選により会長が委嘱する。
- (5)理事…… 正会員の投票による。
また、理事の互選により、事務局担当理事、庶務会計担当理事、渉外担当理事、研究担当理事、編集担当理事、その他の役割分担を決める。
- (6)監事…… 総会の議を経て、会長が委嘱する。
- (7)幹事…… 理事長の推薦により理事長が委嘱する。
- (8)評議員…… 総会の議を経て、会長が委嘱する。
- (9)顧問…… 理事会の推薦により会長が委嘱する。

第 15 条 役員任期は 3 年とし、再任を妨げない。

第 6 章 総 会

第 16 条 本会の最高の議決機関を、総会と定める。総会は正会員によって成立し、年 1 回開催する。総会は会長によって招集される。

また緊急の必要ある時、会長は臨時にこれを召集し、開催することができる。

第 17 条 総会の議決は、出席者数の 2 分の 1 以上の賛成をもって決定する。

第 18 条 会則の変更は、総会における出席者数の 3 分の 2 以上の賛成をもって決定する。

第 7 章 事 務 局

第 19 条 本会の事務局は、事務局担当理事の所属先とする。

第 8 章 財 政

第 20 条 会員は、会費として、つぎの金額を納める。

- (1)正会員は年額 7,000 円
- (2)学生会員は年額 5,000 円
- (3)賛助会員は年額 30,000 円
- (4)名誉会員からは会費を徴収しない。

第 21 条 本会は理事会の承認を経て、個人または団体からの寄付、および公的機関からの援助を受けることができる。

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 そ の 他

第 23 条 本学会の研究倫理の保持および向上のため、研究活動の不正行為に関する申立制度を設ける。

付則 1 この会則は、1989 年 8 月 5 日から発効する。

付則 2 この会則は、1991 年 11 月 25 日一部改正し、翌日から発効する。

付則 3 この会則は、2000 年 11 月 25 日一部改正し、翌日から発効する。

付則 4 この会則は、2001 年 11 月 10 日一部改正し、翌日から発効する。

付則 5 この会則は、2006 年 11 月 25 日一部改正し、翌日から発効する。

付則 6 この会則は、2007 年 10 月 27 日一部改正し、翌日から発効する。

付則 7 この会則は、2016 年 11 月 27 日一部改正し、翌日から発効する。

ただし、第 8 章第 20 条(1)、(2)については 2018 年度から施行する。

付則 8 この会則は、2019 年 10 月 6 日一部改正し、翌日から発効する。

ただし、第 7 章第 19 条および 8 章第 20 条(1)、(2)については 2020 年度から施行する。

付則 9 この会則は、2022 年 5 月 23 日一部改正し、翌日から発効する。